

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県越前市長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>越前市は、国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民年金被保険者資格の適用事務 ※資格取得・喪失、種別変更、任意加入等の届出を受け付ける、日本年金機構に送付し、日本年金機構より処理結果を受取る。また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者からの免除等申請(納付猶予、学生納付特例を含む)を受け付ける、所得情報とともに日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。</p> <p>②国民年金の給付事務 ※受給権者から年金請求(老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金等)を受け付ける、日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市市民福祉部窓口サービス課
②所属長の役職名	窓口サービス課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3002

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成27年9月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	I 5 ② 所属長	保険年金課長 渡辺 亜由美	保険年金課長 出淵 外貴子	事後	所属長の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年9月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 5 ② 所属長	保険年金課長 出淵 外貴子	保険年金課長 真柄 文子	事後	所属長の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年5月21日	I 5 ②所属長の役職名	保険年金課長 真柄 文子	保険年金課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年7月2日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年7月2日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月15日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成30年7月2日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月31日	IVリスク対策	なし	記載事項「IVリスク対策」の追加	事後	様式の改正による変更であり、変更期日が令和元年7月1日である。
令和2年6月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年6月23日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和4年8月18日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和5年8月10日	I 5 ①部署名	越前市市民福祉部保険年金課	越前市市民福祉部窓口サービス課	事後	機構改革による部署名の変更であり重要な変更に該当しない
令和5年8月10日	I 5 ②所属長の役職	保険年金課長	窓口サービス課長	事後	機構改革による部署名の変更であり重要な変更に該当しない
令和5年8月10日	I 8 連絡先	越前市市民福祉部保険年金課 福井県越前市府中一丁目13-7	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越前市府中一丁目13-7	事後	機構改革による部署名の変更であり重要な変更に該当しない
令和5年8月10日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和5年8月10日	I 7請求先	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3001	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013	事後	担当部署の変更であり、重要な変更に該当しない。